

5 - 2. 27
令和 年 月 日

豊橋市教育委員会 様

二川地区市民館運営委員会

運営委員長 鈴木 孝 至

令和5年度豊橋市二川地区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和5年度豊橋市二川地区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市大岩町字東郷内 111-1
名称 二川地区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 鈴木 孝至

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで

3 業務内容

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他

- ①業務に必要な主事の雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市との連絡に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングを実施すること。
- ⑥市民館事業（市民館まつりなど館主催事業）に関すること。
- ⑦施設使用料等の収納事務の補助に関すること。
- ⑧事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑨本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑩個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

- 4 職員の配置 (1)事務主事 (1名以上) 8:45~21:15 ※毎週火曜日~日曜日
(2)清掃主事 1日3時間45分 ※年間200日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和5年度 収支状況予算書

二川地区市民館

収入 単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	5,453,903
計	5,453,903

支出 単位:円

項目	予算額
1.人件費	5,005,403
2.共済費	55,500
3.事務費	293,000
4.修繕費	100,000
計	5,453,903

5 - 2 27
令和 年 月 日

豊橋市教育委員会 様

豊岡地区市民館運営委員会

運営委員長 原 和 宣

令和5年度豊橋市豊岡地区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和5年度豊橋市豊岡地区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市西岩田四丁目2-9
名称 豊岡地区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 原田 和宣

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 ①月曜日

②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後9時まで

3 業務内容

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

①市民館内外の清掃に関すること。

②市民館の防火・防災に関すること。

③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他

①業務に必要な主事の雇用等に関すること。

②図書交換・貸出業務に関すること。

③市との連絡に関すること。

④市事業への協力に関すること。

⑤モニタリングを実施すること。

⑥市民館事業（市民館まつりなど館主催事業）に関すること。

⑦施設使用料等の収納事務の補助に関すること。

⑧事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。

⑨本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。

⑩個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置 (1) 事務主事 (1名以上) 8:45~21:15 ※毎週火曜日~日曜日

(2) 清掃主事 1日3時間45分 ※年間160日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和5年度 収支状況予算書

豊岡地区市民館

収入 単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	5,302,697
計	5,302,697

支出 単位:円

項目	予算額
1.人件費	4,854,653
2.共済費	55,044
3.事務費	293,000
4.修繕費	100,000
計	5,302,697

5 - 2 27
令和 年 月 日

豊橋市教育委員会 様

東陽地区市民館運営委員会

運営委員長 川本 恭久

令和5年度豊橋市東陽地区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和5年度豊橋市東陽地区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市多米中町一丁目6-1
名称 東陽地区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 川本 恭久

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで
- 3 業務内容
施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に發揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。
 - (1) 使用の承認に関すること。
 - ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
 - ②市民館の利用統計に関すること。
 - (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - ①市民館内外の清掃に関すること。
 - ②市民館の防火・防災に関すること。
 - ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
 - ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他
 - ①業務に必要な主事の雇用等に関すること。
 - ②図書の交換・貸出業務に関すること。
 - ③市との連絡に関すること。
 - ④市事業への協力に関すること。
 - ⑤モニタリングを実施すること。
 - ⑥市民館事業（市民館まつりなど館主催事業）に関すること。
 - ⑦施設使用料等の収納事務の補助に関すること。
 - ⑧事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
 - ⑨本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
 - ⑩個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。
- 4 職員の配置 (1) 事務主事 (1名以上) 8:45~21:15 ※毎週火曜日~日曜日
(2) 清掃主事 1日3時間45分 ※年間160日
- 5 関係法令の遵守
施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和5年度 収支状況予算書

東陽地区市民館

収入 単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	5,302,697
計	5,302,697

支出 単位:円

項目	予算額
1.人件費	4,854,653
2.共済費	55,044
3.事務費	293,000
4.修繕費	100,000
計	5,302,697

5 - 2 27

令和 年 月 日

豊橋市教育委員会 様

青陵地区市民館運営委員会

運営委員長 林正章

令和5年度豊橋市青陵地区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和5年度豊橋市青陵地区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市南牛川二丁目4-1
名称 青陵地区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 林 正幸

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで
- 3 業務内容
施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に發揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。
 - (1) 使用の承認に関すること。
 - ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
 - ②市民館の利用統計に関すること。
 - (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - ①市民館内外の清掃に関すること。
 - ②市民館の防火・防災に関すること。
 - ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
 - ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他
 - ①業務に必要な主事の雇用等に関すること。
 - ②図書の交換・貸出業務に関すること。
 - ③市との連絡に関すること。
 - ④市事業への協力に関すること。
 - ⑤モニタリングを実施すること。
 - ⑥市民館事業（市民館まつりなど館主催事業）に関すること。
 - ⑦施設使用料等の収納事務の補助に関すること。
 - ⑧事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
 - ⑨本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
 - ⑩個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。
- 4 職員の配置 (1) 事務主事 (1名以上) 8:45~21:15 ※毎週火曜日~日曜日
(2) 清掃主事 1日3時間45分 ※年間200日
- 5 関係法令の遵守
施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和5年度 収支状況予算書

青陵地区市民館

収入 単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	5,453,903
計	5,453,903

支出 単位:円

項目	予算額
1.人件費	5,005,403
2.共済費	55,500
3.事務費	293,000
4.修繕費	100,000
計	5,453,903

5 - 2 27
令和 年 月 日

豊橋市教育委員会 様

杉山地区市民館運営委員会

運営委員長 フクシマ ユウジ
福 篤 裕 二

令和5年度豊橋市杉山地区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和5年度豊橋市杉山地区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市杉山町東谷47
名称 杉山地区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 福寫 裕二

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日
 - ①月曜日
 - ②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
 - ③杉山地区市民館大規模改修工事に必要な期間
- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで
- 3 業務内容
施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。
 - (1) 使用の承認に関すること。
 - ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
 - ②市民館の利用統計に関すること。
 - (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - ①市民館内外の清掃に関すること。
 - ②市民館の防火・防災に関すること。
 - ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
 - ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他
 - ①業務に必要な主事の雇用等に関すること。
 - ②図書の交換・貸出業務に関すること。
 - ③市との連絡に関すること。
 - ④市事業への協力に関すること。
 - ⑤モニタリングを実施すること。
 - ⑥市民館事業（市民館まつりなど館主催事業）に関すること。
 - ⑦施設使用料等の収納事務の補助に関すること。
 - ⑧事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
 - ⑨本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
 - ⑩個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。
- 4 職員の配置
 - (1) 事務主事（1名以上）8：45～21：15 ※毎週火曜日～日曜日
 - (2) 清掃主事 1日3時間45分 ※年間160日
- 5 関係法令の遵守
施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和5年度 収支状況予算書

杉山地区市民館

収入 単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	5,075,889
計	5,075,889

支出 単位:円

項目	予算額
1.人件費	4,628,528
2.共済費	54,361
3.事務費	293,000
4.修繕費	100,000
計	5,075,889

5 - 2 27

令和 年 月 日

豊橋市教育委員会 様

石巻地区市民館運営委員会

運営委員長 杉浦 禎亮

令和5年度豊橋市石巻地区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和5年度豊橋市石巻地区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市石巻本町字市場 110
名称 石巻地区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 杉浦 禎亮

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで
- 3 業務内容
施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。
 - (1) 使用の承認に関すること。
 - ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
 - ②市民館の利用統計に関すること。
 - (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - ①市民館内外の清掃に関すること。
 - ②市民館の防火・防災に関すること。
 - ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
 - ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他
 - ①業務に必要な主事の雇用等に関すること。
 - ②図書の交換・貸出業務に関すること。
 - ③市との連絡に関すること。
 - ④市事業への協力に関すること。
 - ⑤モニタリングを実施すること。
 - ⑥市民館事業（市民館まつりなど館主催事業）に関すること。
 - ⑦施設使用料等の収納事務の補助に関すること。
 - ⑧事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
 - ⑨本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
 - ⑩個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。
- 4 職員の配置 (1) 事務主事（1名以上）8：45～21：15 ※毎週火曜日～日曜日
(2) 清掃主事 1日3時間45分 ※年間200日
- 5 関係法令の遵守
施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和5年度 収支状況予算書

石巻地区市民館

収入 単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	5,453,903
計	5,453,903

支出 単位:円

項目	予算額
1.人件費	5,005,403
2.共済費	55,500
3.事務費	293,000
4.修繕費	100,000
計	5,453,903

5 - 2 27
令和 年 月 日

豊橋市教育委員会 様

羽根井地区市民館運営委員会

運営委員長 天野 明彦

令和5年度豊橋市羽根井地区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和5年度豊橋市羽根井地区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市羽根井本町 131
名称 羽根井地区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 天野 明彦

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで

3 業務内容

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他

- ①業務に必要な主事の雇用等に関すること。
- ②図書交換・貸出業務に関すること。
- ③市との連絡に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングを実施すること。
- ⑥市民館事業（市民館まつりなど館主催事業）に関すること。
- ⑦施設使用料等の収納事務の補助に関すること。
- ⑧事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑨本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑩個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

- 4 職員の配置 (1) 事務主事 (1名以上) 8:45~21:15 ※毎週火曜日~日曜日
(2) 清掃主事 1日3時間45分 ※年間160日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和5年度 収支状況予算書

羽根井地区市民館

収入 単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	5,302,697
計	5,302,697

支出 単位:円

項目	予算額
1.人件費	4,854,653
2.共済費	55,044
3.事務費	293,000
4.修繕費	100,000
計	5,302,697

5 2 27
令和 年 月 日

豊橋市教育委員会 様

吉田方地区市民館運営委員会

運営委員長 鈴木史丸

令和5年度豊橋市吉田方地区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和5年度豊橋市吉田方地区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市高洲町字高洲 122-7
名称 吉田方地区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 鈴木 史丸

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで
- 3 業務内容
施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。
(1)使用の承認に関すること。
①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
②市民館の利用統計に関すること。
(2)施設及び設備の維持管理に関すること。
①市民館内外の清掃に関すること。
②市民館の防火・防災に関すること。
③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。
(3)その他
①業務に必要な主事の雇用等に関すること。
②図書の交換・貸出業務に関すること。
③市との連絡に関すること。
④市事業への協力に関すること。
⑤モニタリングを実施すること。
⑥市民館事業（市民館まつりなど館主催事業）に関すること。
⑦施設使用料等の収納事務の補助に関すること。
⑧事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
⑨本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
⑩個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。
- 4 職員の配置 (1)事務主事（1名以上）8：45～21：15 ※毎週火曜日～日曜日
(2)清掃主事 1日3時間45分 ※年間200日
- 5 関係法令の遵守
施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和5年度 収支状況予算書

吉田方地区市民館

収入 単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	5,453,903
計	5,453,903

支出 単位:円

項目	予算額
1.人件費	5,005,403
2.共済費	55,500
3.事務費	293,000
4.修繕費	100,000
計	5,453,903

令和 5 年 2 月 17 日

豊橋市教育委員会 様

五並地区市民館運営委員会

運営委員長 篠田 真

令和5年度豊橋市五並地区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和5年度豊橋市五並地区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市細谷町字上大附 98-9
名称 五並地区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 幾田 真 稔

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで

3 業務内容

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他

- ①業務に必要な主事の雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市との連絡に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングを実施すること。
- ⑥市民館事業（市民館まつりなど館主催事業）に関すること。
- ⑦施設使用料等の収納事務の補助に関すること。
- ⑧事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑨本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑩個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

- 4 職員の配置 (1) 事務主事 (1名以上) 8:45~21:15 ※毎週火曜日~日曜日
(2) 清掃主事 1日3時間45分 ※年間100日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

収入 単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	5,075,889
計	5,075,889

支出 単位:円

項目	予算額
1.人件費	4,628,528
2.共済費	54,361
3.事務費	293,000
4.修繕費	100,000
計	5,075,889

5 - 2 27
令和 年 月 日

豊橋市教育委員会 様

牟呂地区市民館運営委員会

運営委員長 小林 一男

令和5年度豊橋市牟呂地区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和5年度豊橋市牟呂地区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市東脇二丁目8-23
名称 牟呂地区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 小林 一男

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで
- 3 業務内容
施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。
 - (1) 使用の承認に関すること。
 - ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
 - ②市民館の利用統計に関すること。
 - (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - ①市民館内外の清掃に関すること。
 - ②市民館の防火・防災に関すること。
 - ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
 - ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他
 - ①業務に必要な主事の雇用等に関すること。
 - ②図書の交換・貸出業務に関すること。
 - ③市との連絡に関すること。
 - ④市事業への協力に関すること。
 - ⑤モニタリングを実施すること。
 - ⑥市民館事業（市民館まつりなど館主催事業）に関すること。
 - ⑦施設使用料等の収納事務の補助に関すること。
 - ⑧事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
 - ⑨本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
 - ⑩個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。
- 4 職員の配置 (1) 事務主事 (1名以上) 8:45~21:15 ※毎週火曜日~日曜日
(2) 清掃主事 1日3時間45分 ※年間160日
- 5 関係法令の遵守
施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和5年度 収支状況予算書

牟呂地区市民館

収入 単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	5,302,697
計	5,302,697

支出 単位:円

項目	予算額
1.人件費	4,854,653
2.共済費	55,044
3.事務費	293,000
4.修繕費	100,000
計	5,302,697

5 2 27
令和 年 月 日

豊橋市教育委員会 様

高豊地区市民館運営委員会

運営委員長 伴 順二

令和5年度豊橋市高豊地区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和5年度豊橋市高豊地区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市伊古部町字多岸田 302
名称 高豊地区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 伴 順二

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで
- 3 業務内容
施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。
 - (1) 使用の承認に関すること。
 - ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
 - ②市民館の利用統計に関すること。
 - (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - ①市民館内外の清掃に関すること。
 - ②市民館の防火・防災に関すること。
 - ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
 - ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他
 - ①業務に必要な主事の雇用等に関すること。
 - ②図書交換・貸出業務に関すること。
 - ③市との連絡に関すること。
 - ④市事業への協力に関すること。
 - ⑤モニタリングを実施すること。
 - ⑥市民館事業（市民館まつりなど館主催事業）に関すること。
 - ⑦施設使用料等の収納事務の補助に関すること。
 - ⑧事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
 - ⑨本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
 - ⑩個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。
- 4 職員の配置 (1) 事務主事 (1名以上) 8:45~21:15 ※毎週火曜日~日曜日
(2) 清掃主事 1日3時間45分 ※年間100日
- 5 関係法令の遵守
施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和5年度 収支状況予算書

高豊地区市民館

収入 単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	5,075,889
計	5,075,889

支出 単位:円

項目	予算額
1.人件費	4,628,528
2.共済費	54,361
3.事務費	293,000
4.修繕費	100,000
計	5,075,889

5 - 2 27
令和 年 月 日

豊橋市教育委員会 様

北部地区市民館運営委員会

運営委員長 富永正彦

令和5年度豊橋市北部地区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和5年度豊橋市北部地区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市大村町字仲川原 48-5
名称 北部地区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 富永 正彦

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで

3 業務内容

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他

- ①業務に必要な主事の雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市との連絡に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングを実施すること。
- ⑥市民館事業（市民館まつりなど館主催事業）に関すること。
- ⑦施設使用料等の収納事務の補助に関すること。
- ⑧事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑨本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑩個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

- 4 職員の配置 (1) 事務主事 (1名以上) 8:45~21:15 ※毎週火曜日~日曜日
(2) 清掃主事 1日3時間45分 ※年間200日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和5年度 収支状況予算書

北部地区市民館

収入 単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	5,453,903
計	5,453,903

支出 単位:円

項目	予算額
1.人件費	5,005,403
2.共済費	55,500
3.事務費	293,000
4.修繕費	100,000
計	5,453,903

5 2 27
令和 年 月 日

豊橋市教育委員会 様

南部地区市民館運営委員会

運営委員長 中西 孝

令和5年度豊橋市南部地区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和5年度豊橋市南部地区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市北山町 95-1
名称 南部地区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 中西 孝

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで

3 業務内容

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

①市民館内外の清掃に関すること。

②市民館の防火・防災に関すること。

③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他

①業務に必要な主事の雇用等に関すること。

②図書の交換・貸出業務に関すること。

③市との連絡に関すること。

④市事業への協力に関すること。

⑤モニタリングを実施すること。

⑥市民館事業（市民館まつりなど館主催事業）に関すること。

⑦施設使用料等の収納事務の補助に関すること。

⑧事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。

⑨本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。

⑩個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

- 4 職員の配置 (1) 事務主事 (1名以上) 8:45~21:15 ※毎週火曜日~日曜日
(2) 清掃主事 1日3時間45分 ※年間200日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

収入 単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	5,453,903
計	5,453,903

支出 単位:円

項目	予算額
1.人件費	5,005,403
2.共済費	55,500
3.事務費	293,000
4.修繕費	100,000
計	5,453,903

5 - 2 27
令和 年 月 日

豊橋市教育委員会 様

豊城地区市民館運営委員会

運営委員長 吉見正樹

令和5年度豊橋市豊城地区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和5年度豊橋市豊城地区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市今橋町16
名称 豊城地区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 吉見 正樹

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 ①月曜日

②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後9時まで

3 業務内容

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

①市民館内外の清掃に関すること。

②市民館の防火・防災に関すること。

③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他

①業務に必要な主事の雇用等に関すること。

②図書の交換・貸出業務に関すること。

③市との連絡に関すること。

④市事業への協力に関すること。

⑤モニタリングを実施すること。

⑥市民館事業（市民館まつりなど館主催事業）に関すること。

⑦施設使用料等の収納事務の補助に関すること。

⑧事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。

⑨本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。

⑩個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置 (1) 事務主事 (1名以上) 8:45~21:15 ※毎週火曜日~日曜日

(2) 清掃主事 1日3時間45分 ※年間200日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和5年度 収支状況予算書

豊城地区市民館

収入 単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	5,453,903
計	5,453,903

支出 単位:円

項目	予算額
1.人件費	5,005,403
2.共済費	55,500
3.事務費	293,000
4.修繕費	100,000
計	5,453,903

5 2 27
令和 年 月 日

豊橋市教育委員会 様

中部地区市民館運営委員会

運営委員長 高野英司

令和5年度豊橋市中部地区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和5年度豊橋市中部地区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市東松山町 23
名 称 中部地区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 高野 英司

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日 ①月曜日
 ②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで
- 3 業務内容
 施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。
 - (1) 使用の承認に関すること。
 - ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
 - ②市民館の利用統計に関すること。
 - (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - ①市民館内外の清掃に関すること。
 - ②市民館の防火・防災に関すること。
 - ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
 - ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他
 - ①業務に必要な主事の雇用等に関すること。
 - ②図書の交換・貸出業務に関すること。
 - ③市との連絡に関すること。
 - ④市事業への協力に関すること。
 - ⑤モニタリングを実施すること。
 - ⑥市民館事業（市民館まつりなど館主催事業）に関すること。
 - ⑦施設使用料等の収納事務の補助に関すること。
 - ⑧事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
 - ⑨本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
 - ⑩個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。
- 4 職員の配置 (1) 事務主事（1名以上） 8：45～21：15 ※毎週火曜日～日曜日
 (2) 清掃主事 1日3時間45分 ※年間160日
- 5 関係法令の遵守
 施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和5年度 収支状況予算書

中部地区市民館

収入 単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	5,302,697
計	5,302,697

支出 単位:円

項目	予算額
1.人件費	4,854,653
2.共済費	55,044
3.事務費	293,000
4.修繕費	100,000
計	5,302,697

5 - 2. 27
令和 年 月 日

豊橋市教育委員会 様

高師台地区市民館運営委員会

運営委員長 伊藤 研

令和5年度豊橋市高師台地区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和5年度豊橋市高師台地区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市西幸町字浜池 332-2
名称 高師台地区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 伊藤 研

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで

3 業務内容

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他

- ①業務に必要な主事の雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市との連絡に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングを実施すること。
- ⑥市民館事業（市民館まつりなど館主催事業）に関すること。
- ⑦施設使用料等の収納事務の補助に関すること。
- ⑧事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑨本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑩個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

- 4 職員の配置 (1)事務主事 (1名以上) 8:45~21:15 ※毎週火曜日~日曜日
(2)清掃主事 1日3時間45分 ※年間200日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和5年度 収支状況予算書

高師台地区市民館

収入 単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	5,302,697
計	5,302,697

支出 単位:円

項目	予算額
1.人件費	4,854,653
2.共済費	55,044
3.事務費	293,000
4.修繕費	100,000
計	5,302,697

5 2 27
令和 年 月 日

豊橋市教育委員会 様

東部地区市民館（飯村分館）運営委員会

運営委員長 植村幸司

令和5年度豊橋市東部地区市民館飯村分館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和5年度豊橋市東部地区市民館飯村分館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市飯村南四丁目6-3
名称 東部地区市民館（飯村分館）運営委員会
代表者 運営委員長 植村 幸司

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで
- 3 業務内容
施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。
 - (1) 使用の承認に関すること。
 - ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
 - ②市民館の利用統計に関すること。
 - (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - ①市民館内外の清掃に関すること。
 - ②市民館の防火・防災に関すること。
 - ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
 - ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他
 - ①業務に必要な主事の雇用等に関すること。
 - ②図書の交換・貸出業務に関すること。
 - ③市との連絡に関すること。
 - ④市事業への協力に関すること。
 - ⑤モニタリングを実施すること。
 - ⑥市民館事業（市民館まつりなど館主催事業）に関すること。
 - ⑦施設使用料等の収納事務の補助に関すること。
 - ⑧事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
 - ⑨災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
 - ⑩個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。
- 4 職員の配置 (1) 事務主事（1名以上）8：45～21：15 ※毎週火曜日～日曜日
(2) 清掃主事 1日3時間45分 ※年間200日
- 5 関係法令の遵守
施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

収入 単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	5,302,697
計	5,302,697

支出 単位:円

項目	予算額
1.人件費	4,854,653
2.共済費	55,044
3.事務費	293,000
4.修繕費	100,000
計	5,302,697

5 - 2 27
令和 年 月 日

豊橋市教育委員会 様

東部地区市民館運営委員会

運営委員長 植村幸司

令和5年度豊橋市東部地区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和5年度豊橋市東部地区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市岩屋町字岩屋下 66-1
名称 東部地区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 植村 幸司

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで
- 3 業務内容
施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。
 - (1) 使用の承認に関すること。
 - ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
 - ②市民館の利用統計に関すること。
 - (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - ①市民館内外の清掃に関すること。
 - ②市民館の防火・防災に関すること。
 - ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
 - ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他
 - ①業務に必要な主事の雇用等に関すること。
 - ②図書の交換・貸出業務に関すること。
 - ③市との連絡に関すること。
 - ④市事業への協力に関すること。
 - ⑤モニタリングを実施すること。
 - ⑥市民館事業（市民館まつりなど館主催事業）に関すること。
 - ⑦施設使用料等の収納事務の補助に関すること。
 - ⑧事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
 - ⑨本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
 - ⑩個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。
- 4 職員の配置 (1) 事務主事 (1名以上) 8:45~21:15 ※毎週火曜日~日曜日
(2) 清掃主事 1日3時間45分 ※年間160日
- 5 関係法令の遵守
施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和5年度 収支状況予算書

東部地区市民館飯村分館

収入 単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	5,453,903
計	5,453,903

支出 単位:円

項目	予算額
1.人件費	5,005,403
2.共済費	55,500
3.事務費	293,000
4.修繕費	100,000
計	5,453,903

令和 5 年 2 月 27 日

豊橋市教育委員会 様

南陽地区市民館運営委員会

運営委員長 鈴木清博

令和 5 年度豊橋市南陽地区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和5年度豊橋市南陽地区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市草間町字平東 89
名称 南陽地区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 鈴木 清博

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで

3 業務内容

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他

- ①業務に必要な主事の雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市との連絡に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングを実施すること。
- ⑥市民館事業（市民館まつりなど館主催事業）に関すること。
- ⑦施設使用料等の収納事務の補助に関すること。
- ⑧事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑨本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑩個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

- 4 職員の配置 (1) 事務主事 (1名以上) 8:45~21:15 ※毎週火曜日~日曜日
(2) 清掃主事 1日3時間45分 ※年間160日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和5年度 収支状況予算書

南陽地区市民館

収入 単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	5,302,697
計	5,302,697

支出 単位:円

項目	予算額
1.人件費	4,854,653
2.共済費	55,044
3.事務費	293,000
4.修繕費	100,000
計	5,302,697

5 - 2 27
令和 年 月 日

豊橋市教育委員会 様

本郷地区市民館運営委員会

運営委員長 岩田庸宏

令和5年度豊橋市本郷地区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和5年度豊橋市本郷地区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市浜道町字桜 50-7
名称 本郷地区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 岩田 庸宏

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日
 - ①月曜日
 - ②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで
- 3 業務内容
施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。
 - (1) 使用の承認に関すること。
 - ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
 - ②市民館の利用統計に関すること。
 - (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - ①市民館内外の清掃に関すること。
 - ②市民館の防火・防災に関すること。
 - ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
 - ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他
 - ①業務に必要な主事の雇用等に関すること。
 - ②図書の交換・貸出業務に関すること。
 - ③市との連絡に関すること。
 - ④市事業への協力に関すること。
 - ⑤モニタリングを実施すること。
 - ⑥市民館事業（市民館まつりなど館主催事業）に関すること。
 - ⑦施設使用料等の収納事務の補助に関すること。
 - ⑧事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
 - ⑨本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
 - ⑩個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。
- 4 職員の配置
 - (1) 事務主事（1名以上） 8：45～21：15 ※毎週火曜日～日曜日
 - (2) 清掃主事 1日3時間45分 ※年間160日
- 5 関係法令の遵守
施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和5年度 収支状況予算書

本郷地区市民館

収入 単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	5,302,697
計	5,302,697

支出 単位:円

項目	予算額
1.人件費	4,854,653
2.共済費	55,044
3.事務費	293,000
4.修繕費	100,000
計	5,302,697

5 - 2. 27
令和 年 月 日

豊橋市教育委員会 様

東陵地区市民館運営委員会

運営委員長 鈴木政男

令和5年度豊橋市東陵地区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和5年度豊橋市東陵地区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市牛川町字乗小路 32-31
名称 東陵地区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 鈴木 政男

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで
- 3 業務内容
施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。
 - (1) 使用の承認に関すること。
 - ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
 - ②市民館の利用統計に関すること。
 - (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - ①市民館内外の清掃に関すること。
 - ②市民館の防火・防災に関すること。
 - ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
 - ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他
 - ①業務に必要な主事の雇用等に関すること。
 - ②図書の交換・貸出業務に関すること。
 - ③市との連絡に関すること。
 - ④市事業への協力に関すること。
 - ⑤モニタリングを実施すること。
 - ⑥市民館事業（市民館まつりなど館主催事業）に関すること。
 - ⑦施設使用料等の収納事務の補助に関すること。
 - ⑧事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
 - ⑨本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
 - ⑩個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。
- 4 職員の配置 (1) 事務主事 (1名以上) 8:45~21:15 ※毎週火曜日~日曜日
(2) 清掃主事 1日3時間45分 ※年間160日
- 5 関係法令の遵守
施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和5年度 収支状況予算書

東陵地区市民館

収入 単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	5,302,697
計	5,302,697

支出 単位:円

項目	予算額
1.人件費	4,854,653
2.共済費	55,044
3.事務費	293,000
4.修繕費	100,000
計	5,302,697